

## 安来市土木工事における週休2日工事実施要領 別記

### 週休2日工事の実施について(土木工事編)

1. 本工事は、『安来市土木工事における週休2日工事実施要領』に基づく、週休2日工事である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
  - (1) 「完全週休2日（土日）」とは対象期間において、全ての週で土曜日と日曜日の両日（以下、土日）に現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所完全週休2日（土日））をいう。
  - (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位4週8休以上）をいう。
  - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
  - (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、週休2日工事である旨を現場に明示する。  
受注者希望型においては、受注者は契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に週休2日工事（受注者希望型）の実施希望について（様式第1号）にて報告するものとする。
4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等

により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

5. 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に安来市土木工事における週休2日工事実施要領別表の現場閉所月単位4週8休の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。ただし、完全週休2日（土日）を達成した場合は、精算時に完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとし、月単位4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、安来市土木工事における週休2日工事実施要領別表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

6. 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事 休日等取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。土日に代わる振替日を設けたうえで完全週休2日（土日）を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。

7. 受注者は3で定められた実施方法により週休2日に取り組み、月単位4週8休以上の現場閉所又は休日が確認でき、かつ、竣工検査に合格した工事について、て週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。